

早期再就職を応援します！

再就職は早ければ早いほど、経済的にも精神的にも負担が少ないようです。再就職先事業所からも、『就職意欲が高い』『積極性がある』と前向きに見てもらえます。

また、再就職は、タイミングも大切です。「しばらくは雇用保険の受給があるから、次のことはゆっくり考えよう。」と思われる方もいらっしゃると思いますが、お仕事探しはすでに始まっています。

これはと思った求人、気になる求人募集等があれば、ぜひハローワークの窓口相談をご利用いただき、就職に役立てていただきますようお願いいたします。

再就職手当(早期の再就職に支給される手当)

雇用保険受給資格者(※1)で、待期期間が経過した後、早期に安定した職業に就いた(※2)方に支給される手当です。【再就職手当の受給には一定の要件を満たすことが必要ですので、ハローワークの雇用保険窓口、雇用保険の失業等受給資格者のしおりでご確認ください。】

※1 ハローワークに求職の申込み(離職票の提出)をして受給資格の確認・決定を受けた方

※2 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合等

再就職手当は早期に再就職すると給付率が高くなります！！

- ・支給日数を所定の給付日数の3分の2以上残して再就職した場合・・・給付率70%
- ・支給日数を所定の給付日数の3分の1以上残して再就職した場合・・・給付率60%

再就職手当の金額は？ $\text{基本手当の日額(※注)} \times \text{支給残日数} \times 60\% \text{又は} 70\%$

※注：基本手当の日額には上限があります。また、基本手当の日額及び上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります。

《支給残日数について》

就職日の前日までの失業の失業認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上であること。

※支給残日数が、受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、就職日の翌日から受給期間満了年月日までの日数です。

また、給付制限期間中に就職した場合は、給付制限期間が経過した翌日から受給期間満了年月日までの日数です。

その他にも、いくつかの支給要件がありますので、分からないことは雇用保険窓口でおたずねください。

残日数 1 / 3 以上は ⇒	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
残日数 2 / 3 以上は ⇒	60	80	100	120	140	160	180	200	220	240
所定給付日数	90	120	150	180	210	240	270	300	330	360

早期再就職で 再就職手当受給！

基本手当の

給付率

残日数 $\frac{2}{3}$ 以上



70%

残日数 $\frac{1}{3}$ 以上



60%

残日数 $\frac{1}{3}$ 未満



0%

※残日数は原則として、就職日前日における残日数となります。

1日も受給しなかった場合の支給額は？

支給残日数

基本手当日額

給付率

再就職手当支給額

90日

×

5,000円

×

70%

=

315,000円

所定給付日数が
90日の場合

基本手当日額が
5,000円の場合

支給後の残日数が
1/3以上は60%

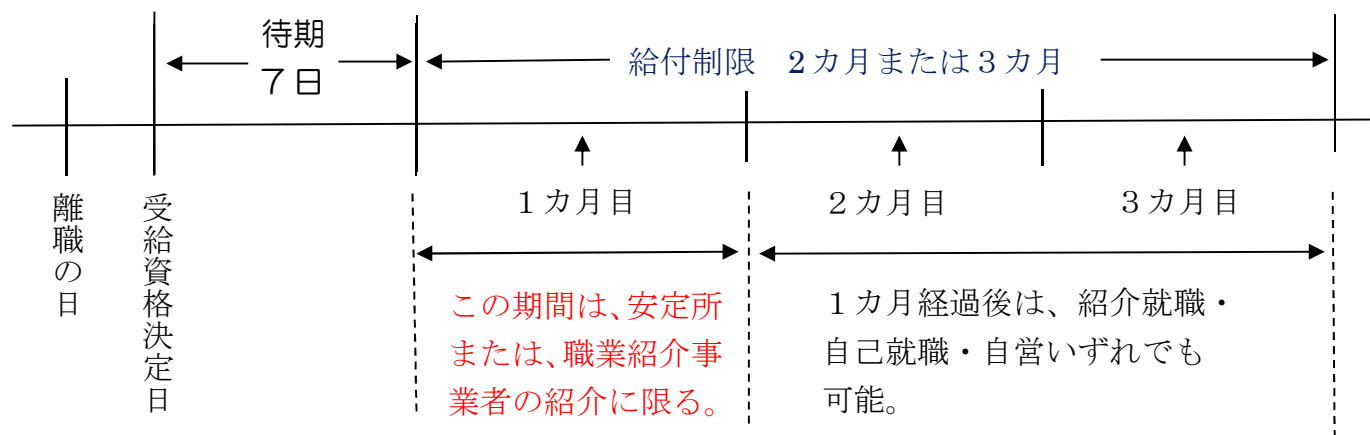
申請後1ヶ月～1ヶ月半
ぐらいで支給されます

※注意 基本手当日額は再就職手当を算出する場合には上限額があります。

基本手当日額は、毎年8月1日に変更されますのでご注意ください。

支給要件

- ①就職日の前日まで失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
※就職日～受給期間満了年月日までの期間の日数も所定給付日数の3分の1以上あること。
- ②1年を超えて勤務することが確実で、雇用保険に加入していること。
※トライアル雇用、実習型、紹介予定派遣などの場合はこの要件に該当しません。
※自営の場合は、1年を超えて事業を安定的に継続して行うことができる客観的条件を備えていること。
※1年以下の期間を定めた労働契約で就職された方は、その更新にあたって一定の条件が付いている場合や更新の見込みがない場合はこの要件には該当しません。
- ③離職前の事業主（関連事業主を含む）に再び雇用されたものでないこと。また、離職した事業所と資本・資金・人事・取引面で密接な関わり合いがある事業所でないこと。
- ④受給の手続き後、7日間の待期間が経過した後に就職、または自営をしたこと。
- ⑤自己都合退職、懲戒解雇で離職し、給付制限を受けた方が、待期满后1カ月間に就職した場合は、ハローワークか職業紹介事業者の紹介による就職であること。
※求人票を見ても、紹介を受けずに直接事業所に応募された場合は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介とはなりません。



- ⑥就職日前3年以内に再就職手当や常用就職支度手当を受給していないこと。
- ⑦受給の手続きをした日（受給資格決定日）より前に採用が内定していた事業主に雇用されたものではないこと。

※注意1 再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。
基本手当日額は、毎年8月1日に変更されますのでご注意ください。